平成２４年（フ）第３４号
神戸市西区桜が丘西町５丁目１番地の８
債務者　田下　義彰
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
兵庫県明石市宮の上２番14―802号、旧住所兵庫県明石市宮の上２番５―505号
債務者　大濱　武夫
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
兵庫県明石市宮の上２番14―802号、旧住所兵庫県明石市宮の上２番５―505号
債務者　大濱るり子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
兵庫県明石市松が丘２丁目５番11―405号
債務者　大竹　信一
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第９号
沖縄県国頭郡今帰仁村字呉我山451番地１
債務者　伊良波幸光
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第１２号
福島県いわき市常磐下湯長谷町３丁目65番地県営住宅５―15、前住所秋田市柳田字川崎87番地１　プリムヴェール102
債務者　坊山　秀人
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第１５号
福島県いわき市平赤井字田町143番地の５
債務者　西山　寛美
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第１６号
福島県いわき市常磐湯本町天神１番地の２、住民票上の住所福島県いわき市常磐湯本町天神１番地の１
債務者　佐藤　文康
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第３４号
群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸890番地
シャーメゾン咲楽Ｂ棟202号
債務者　甲斐　宏隆
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第３５号
群馬県太田市新田木崎町1093番地１
債務者　酒井　　守
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第４７号
富山市安養坊793番地２　朋友ハイツ307号、前住所富山市高屋敷652番地２
債務者　板倉　利幸
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５６号
富山市呉羽町6926番地
債務者　荒木真樹子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６０３６号
大阪府豊中市島江町１丁目３番４―204号
債務者　東村小枝子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６７６号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目４番17―401号
債務者　甲佐　邦男
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２７７号
大阪市鶴見区横堤３丁目10番１―808号
債務者　高橋　謙司
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１号
大阪市住之江区南港中２丁目２番43―811号
債務者　湊　　和惠
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７１号
大阪府寝屋川市萱島南町６番17号
債務者　竹内　成彦
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部